

## 資料 1

### SGEC 規格のレビュー方針

#### 1. レビュー対象規格

SGEC 規準文書 1	SGEC 認証制度の管理運営規則
SGEC 規準文書 2	規格の制定
SGEC 規準文書 3 : 2025	SGEC 持続可能な森林管理－要求事項
SGEC 規準文書 3 - 1	SGEC グループ森林管理－要求事項
SGEC 規準文書 4 .	SGEC 森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項
SGEC 規準文書 5 - 1	SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項
SGEC 規準文書 5 - 2	SGEC－COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項
<b>SGEC 規準文書 5 - 3</b>	<b>SGEC/PEFC 認証・認定の手順</b>
<b>SGEC 規準文書 5 - 4</b>	<b>SGEC/PEFC 認証業務を行う認証機関の公示 について</b>
SGEC 規準文書 6	SGEC 商標使用規則-要求事項
SGEC 規準文書 6 - 1	SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC 商標使用ライセンスの発行について
SGEC 規準文書 6 - 2	SGEC/PEFC ジャパンによる PEFC 商標使用ライセンスの発行について

#### 2. レビュー開始期限 2026.3.29

#### 3. ギャップ分析とレビューを踏まえた方針

これまでの規格改正の時期、基となる PEFC 規格の改正状況等を勘案しレビュー結果を以下の通りとする。

[ギャップ分析の結果：SGEC 規準文書 5-1 以外は、適合性が求められる PEFC 国際規格、国際条約及び国内法令等に照らし改正すべき点はないと判断]

- (1) SGEC 規準文書 3 は改正を行い 2025 年 9 月 1 日に施行したばかりである。またその移行期限は 2028.2.29 となっており、移行が完了していない状況であることから、現行通りとする。また、現在 PEFC において、Nature Positive に向け、本規格のもととなる PEFC ST 1003:2024 の改正も視野に入れた検討が進めているところであるので、改正の検討は、この PEFC の動きを見定めた後が適当。なお、必要があれば、規格の

内容に影響を及ぼさない編集上の変更は行う。

なお、同文書 4.1 の森林管理ユニット関連規定についてガイド文書を作成(別紙の通り)

- (2) SGEC 規準文書 5-1 については、PEFC ST が 2024.7 に改正が行われ、その内容を 2026.7 までに盛り込むこととされていることから、同 ST に基づき SGEC 規格も改正することとする。
- (3) そのほかの文書については、PEFC において特段の変更が行われていないこと、また、変更についての要望もないことから現行通りとする。規格の内容に影響を及ぼさない編集上の変更は必要があれば行う。
- (4) レビューを踏まえた方針については、SGEC 規準文書 2「規格の制定」の規定に基づき 30 日間の、また SGEC 規準文書 5-1 の改正規格については、60 日間の公開お協議(パブコメ)を実施する。

---

## 別紙

ガイド文書 3-2:2026

会長 2026.

### 持続可能な森林管理要求事項の適用単位について

SGEC 規準文書 3:2025「持続可能な森林管理－要求事項」

4.1 持続可能な森林管理の要求事項において、  
地域、国または準国の森林管理規格(以下、規格)が定める持続可能な森林管理の要求事項は、  
下記を満たさなければならない。

a) すべての要求事項の意図が森林管理ユニットのレベルで遂行されることにあることを確実にするための、森林管理ユニットのレベルまたは適切な他のレベルに適用される管理およびパフォーマンスの要求事項を盛り込む。

注意書: 要求事項が森林管理ユニット以外のレベル(例: グループや地域)で決められる状況の例として、森林の健全性モニタリングがある。地域レベルにおいて森林の健全性モニタリングを実行し、その結果を森林管理ユニットレベルに伝達することで、この要求事項の目的は各々の森林管理ユニットが個別にモニターする必要なしに達成できる。

と規定されている。

この規定については、以下の通り解釈する。

「森林管理ユニット」とは、個別の森林管理認証の場合、その認証区域となり、当然、本規格の全ての要求事項が適用されるが、グループ森林管理認の場合、要求事項によっては、必ずしもグループ参加者の森林管理ユニット毎に個別に実施する必要はなく、グループ参加者全体の区域で適用されることでよいと解される。

以上を踏まえ、基準文書 3:2025 の要求事項のうち、グループ全体として適用可能な要求事項については、以下とする。

## 8. 持続可能な森林管理の要求事項

### 8.1 基準 1

8.1.2 森林の炭素の貯蔵及び隔離能力が中長期的に保全されなければならない

### 8.3 基準 3

8.3.4 の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超過してはならない

### 8.4 基準 4

8.4.6 生態系ネットワークの改善や回復に貢献する造林

8.4.8 異齢林及び混交林などの森林の水平及び垂直的な構造的多様性を適切に促進する

8.4.12 森林動物の生息実態による森林の更新と成長及び生物多様性に対する圧力の抑制

基準 6 森林の社会的・経済的機能の維持及びその適切な増進

8.6.4 地域社会の長期的な健康と福祉を促進しなければならない。

8.6.5 森林管理の実態は、森林所有者、地域社会、先住民等の森林に関連する経験及び伝統的知識等の理解及びこれらの活用から生じる利益の公平な分配

8.6.6 地域経済における森林が果たす役割の考慮及び先住民を含む地元住民への訓練や雇用の機会の提供

8.6.7 森林管理は、持続可能な森林管理に必要な研究活動やデータの収集に貢献する

## 9. 森林管理の実行（パフォーマンス）の評価

### 9.1 監視（モニタリング）、測定、分析及び評価

## 附則

本ガイドは、2026年4月1日から施行する。